

こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の 仕組み構築に向けて

高槻市としての現状・課題・懸念

高槻市長 濱田 剛史

MY LIFE,

MORE LIFE.

現状

幼稚園・認定こども園における性暴力対策の取組

【職員研修】

・職員を対象にした人権研修等の実施や、園内研修により職員の意識や資質向上に努めている。

【今後の取組】

・「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針について」(厚生労働省・令和5年3月)を踏まえた児童生徒性暴力等の防止に取り組んでいく。

現状

小中学校における性暴力対策の取組

【教職員研修】

・各校で「教職員による児童生徒に対するセクシュアル・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」(高槻市教委・令和3年)等の資料を活用した校内研修を実施し、教職員の意識や資質・能力の向上を図っている。

【相談窓口の周知】

・児童生徒や保護者へ、校内や公的機関等の相談窓口を周知し、ひとりで抱え込まずに相談することの大切さを伝えている。

【実態把握】

・生活アンケート等により、児童生徒が性暴力の被害を受けていないかの実態把握に努めている。

現状

講師等任用における高槻市の対応（法制定前）

- ・本籍地への採用資格調査を実施し、禁錮以上の刑に処せられていないかを確認する。
- ・面接を実施し、人柄や教育への熱意、知識等を確認する。

現状

講師等任用における高槻市の対応（法制定後）

法制定前の対応に加えて・・・

- ・「官報情報検索ツール」を活用し、免許状失効・取上げとなった者でないかを確認する。（令和3年10月～）（小中学校教員）

- ・「特定免許状失効者管理システム」を活用し、児童生徒性暴力等を行ったことによる免許状失効・取上げとなった者でないかを確認する。（令和5年4月～）（幼稚園・認定こども園・小中学校教員）

課題

現在の対応での課題

・特定免許状失効者でないと、「特定免許状失効者管理システム」では確認できない。



児童生徒性暴力を起こしても、禁錮以上の刑にならず、停職・減給・戒告の懲戒処分で免許状が失効・取上げにならなければ、教員の職を続けることができってしまう。

課題

懲戒処分事例(大阪府)

・令和4年5月、SNSで知り合った女子高校生に対し、現金3万円を渡して児童買春を行った。



免職 「特定免許状失効者管理システム」の管理対象

・令和2年9月から令和4年11月にかけて、勤務校の生徒12名に対し、SNS等で性的な言動等を含むメッセージを合計737回送信し、私的なやりとりを行った。また、校内で複数の女子生徒に誕生日プレゼントを渡したほか、自習中の女子生徒に拒まれたにも関わらず、その筆箱を触るなどした。



停職3月 「特定免許状失効者管理システム」の管理対象外

課題

現在の対応での課題

・任期が限られている講師等の場合、任用期間が終わってしまうと、任用期間中の非違行為(児童生徒性暴力)に対する懲戒処分はできない。



任用期間中に非違行為(児童生徒性暴力)が発覚しない限り、教員の職を続けることができてしまう。

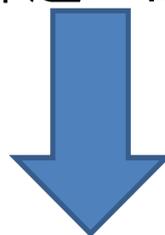
・教員免許状を必要としない職(校務員、給食調理員、図書館支援員等)に携わる者の場合、そもそも特定免許状失効者かを確認する対象ではない。



性暴力を行う可能性のある者を採用してしまう可能性がある。

今後の懸念

- ・「特定免許状失効者管理システム」では把握できない者や、任用期間の関係で懲戒処分を免れた者が教壇に立ち、園児・児童生徒が性暴力の被害にあう可能性がある。
- ・現在、厚労省で保育士特定登録取消者のデータベースを作成中であり、保育士についても教員と同様の課題が出ることが考えられる。



要望

- ・特定免許状失効者、特定登録取消者だけでなく、児童生徒性暴力による懲戒処分（停職・減給・戒告）歴、児童生徒性暴力による刑罰歴等を統合して確認することができるシステムが構築されることが望ましい。

このシステムにより、教員免許状、保育士資格を必要としない職に携わる者にも対応が可能となる。

- ・各種情報(就学前児童施設情報、学校情報、刑罰歴等)を一元化するため、特定の政府機関からは独立した、第三者的機関で情報管理を行う仕組みが必要。
- ・性犯罪歴や児童生徒性暴力等がなかったことの確認について、講師等任用希望者から証明書を提出させる運用など、使用者の過度の負担が発生しない仕組みが必要。
- ・偽造証明書等対策のため、使用者側が情報管理機関に証明書番号等を照会できる仕組みが必要。
- ・証明書の提出を求める職種の範囲の明確化が必要。

高槻市のこどもに関わる職種例

【就学前児童施設】

職員：保育士、幼稚園教諭、保育補助員、看護師、調理員、園務員など

その他：人材派遣職員、委託業務従事職員、嘱託医、保育実習生、職業体験（中高生）、講師（リトミック、水泳など）、ボランティア従事者、送迎保育用バス運転手、PTA・保護者会一時預かり従事者 等

【小中学校】

教員、事務職員、学校図書館支援員、読書活動協力員、特別支援教育支援員

ALT、不登校等支援員、警備員、校務員、給食調理員、SC、SSW

セーフティボランティア、学校教育活動サポーター、学校医

放課後子ども教室指導員、学校運営協議会委員、PTA等、教育活動に関わる人材

【その他の指導者等】

学童保育指導員、児童発達支援施設（療育園、放課後等デイサービスなど）、ベビーシッター、ファミサポ提供会員、学習塾、ピアノ教室、スイミングスクール、体操教室、子ども会、青少年ボランティア、乳幼児健診 等

どの職種まで確認の対象とするのか、子どもと接する度合いや頻度の線引きを
どうするか